

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令

1. 案内情報

- 手続名 : 条約証書等の有効期間の延長
手続根拠 : 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令第5条3項
手続対象者 : 国際航海に従事する船舶の所有者
提出時期 : 条約証書等の有効期間の延長の申請をしようとするとき。
提出方法 : 申請書を船舶所在地を管轄する地方運輸局等へ提出してください。
手数料 : 同令第15条第1項
添付書類・部数 : 船舶検査手帳、船舶検査証書等(詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)
申請書様式 : 条約証書有効期間延長申請書(第10号様式)
記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境 011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 045-211-7225
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 025-285-9158
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 06-6949-6426
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 087-802-6825
九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 092-472-3174
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- 受付時間 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令
標準処理期間 : 2日。
不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。